

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定	【告示】	健康推進課	
○ 保安林の指定		治山課	
○ 道路の区域変更		道路整備課	
○ 〃		〃	
○ 道路の供用開始		〃	
○ 〃		〃	
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請		県民生活交通課	
○ 土地改良区役員の退任及び就任届		耕地課	
○ 土地改良区清算人の就職届		〃	
○ 基本測量の実施		監理課	
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	建築指導課	〃	
○ 〃	〃		
【監査公表】			
○ 監査の結果に基づき講じた措置の状況の公表	監査事務局		
【公安委員会】		組織犯罪対策第二課	
○ 暴力追放運動推進センターの代表者の変更			

◎岡山県告示第三百七十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十八年六月二十八日

指定した医療機関

名称

ドルフィン薬局

所在地

浅口市寄島町三〇六四

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定年月日

平成二十八年六月二十日

◎岡山県告示第三百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成二十八年六月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林の所在場所

玉野市石島字西之奥二八四三から二八四六まで、字芦之浦奥二八四八から二八五二まで、二八五六、二八七五、字西前山三〇四〇、三〇四一、字川向三〇九五・三〇九六・三〇九八の一・三〇九九の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、三一〇九の一、三一〇九の二、字惣之奥三一〇の一、三一六から三一八まで、三一四一、三一五〇、三一六四の二、三一六七の一、三一六七の二、三一六八、三二〇四、三二〇六の一、三二〇七の一、字中山三二二〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び玉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 新見川上線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
新見市哲多町矢戸字下川内前三二五九番 一地先から	新	八・二 二八・〇	四九八・六
新見市哲多町矢戸字出石ノ呂三二二〇番 一地先まで	旧	八・二 二八・〇	四九八・六

注 この変更は、最大から最小までの範囲内の道路の幅員の変更である。

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 北木島線
- 三 道路の区域

--	--	--	--

平成28年6月28日 岡山県公報 第11799号

区	域	新 旧	幅 員	延 長
笠岡市北木島町字玉立一〇四〇七番一三 地先から	笠岡市北木島町字玉立一〇四〇七番一四 地先まで	新	三・六 一六・八	三九・二
笠岡市北木島町字玉立一〇四〇七番一三 地先から	笠岡市北木島町字玉立一〇四〇七番一四 地先まで	旧	三・二 四・〇	三九・二

◎岡山県告示第三百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、平成二十八年六月三十日から施行する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高梁御津線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
加賀郡吉備中央町湯山字三日原一一六六番一地先から 加賀郡吉備中央町湯山字三日原一一八五番四地先を経て 加賀郡吉備中央町加茂市場字三ヶ原一〇二七番四地先まで	新	八・五〇 四〇・〇	四六六・〇
加賀郡吉備中央町湯山字三日原一一六六番一地先から 加賀郡吉備中央町加茂市場字三ヶ原一〇二七番四地先まで	旧	六・〇〇 一九・四	四四九・五

平成28年6月28日 岡山県公報 第11799号

◎岡山県告示第三百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類		路線名	区間	供用開始年月日（時間）
県道	新見川上線	新見市哲多町矢戸字下川内前三二五九番一地从先から 新見市哲多町矢戸字出石ノ呂三二二〇番一地从先まで		平成二十八年六月二十八日
	北木島線	笠岡市北木島町字玉立一〇四〇七番一三地从先から 笠岡市北木島町字玉立一〇四〇七番一四地从先まで		
	高梁御津線	加賀郡吉備中央町湯山字三日原一一六六番一地从先から 加賀郡吉備中央町加茂市場字三ヶ原一〇二七番四地从先まで 加賀郡吉備中央町湯山字三日原一一六六番一地从先から 加賀郡吉備中央町湯山字三日原一一八五番四	平成二十八年六月三十日（十時）	

地先を経て 加賀郡吉備中央町加茂市場字三ヶ原一〇二七 番四地先まで

平成28年6月28日 岡山県公報 第11799号

〔二五六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十八年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十八年六月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スマイル・ちわ

三 代表者の氏名

國米 彰

四 主たる事務所の所在地

津山市加茂町知和二八一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域を大家族と位置付け、むらづくり活動・環境保全の推進等に関する事業を行い、地域に暮らすひとりひとりが連（つな）がり、お互いが支え合い助けながら安心して住める、住みよい・明るいむらづくりに寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

平成28年6月28日 岡山県公報 第11799号

〔二五七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定によ
り、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

平成二十八年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称					
勝央北部土地改良区					
退任及び就任役員	退任役員	就任役員	住 所		理事監
氏 名	氏 名	氏 名			事 の 別
丸尾 明美	丸尾 明美	勝田郡勝央町美野八四七			理 事
竹久 誠治	竹久 誠治	〃 〃 一四九五			〃
檜尾 肇	檜尾 肇	〃 二〇二四			〃
田中 敏二	田中 敏二	〃 田井一一五三			〃
山田 淳二	山田 淳二	〃 七六九			〃
山本 雅之	山本 雅之	〃 豊久田二八三二一二			〃
佐桑 實	佐桑 實	〃 二三三五			〃
小林 明		〃 曾井六八〇			〃
小林 修	小林 修	〃 八六三一			〃
竹久 愛典	竹久 愛典	〃 植月東九六六			〃
竹久 美好	竹久 美好	〃 五三一			〃
神田 宣生	神田 宣生	〃 八五〇			〃
香本 峻	香本 峻	〃 石生五三三			〃
山下 貫一	山下 貫一	〃 一二二一			〃
青木 茂	青木 茂	〃 一一七〇			〃
竹内 司	竹内 司	〃 下町川二二〇			〃
広幡 輝夫	広幡 輝夫	〃 七八七			〃
菅田 永	菅田 永	〃 奈義町上町川一二六八一六			〃
絹田 慶治		〃 中島西七九四			〃
植月潤一郎	植月潤一郎	〃 勝央町植月中一四〇一一			〃
山田 周二	山田 周二	〃 七八七			〃

木村	檜尾	竹久		
秀恒	武夫	達夫		
木村	檜尾	竹久	絹田	小林
秀恒	武夫	達夫	章博	茂
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	勝央町植月東五五一	奈義町中島西七九四	〃
石生一六三三	美野一一四八			曾井五二一
〃	〃	監	〃	〃
		事		

平成28年6月28日 岡山県公報 第11799号

〔二五八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、土地改良区清算人の就職の届出があった。

平成二十八年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		住 所
綾部土地改良区		
二 就職清算人		就職清算人氏名
内田	克之	津山市綾部一八二〇一―一八
内田	寛志	〃 一七七三
本名	一	〃 一九三七
岡田	和雄	〃 一九八一―一
真木	源	〃 二八三五
高山幸之輔		〃 二〇五九―一
真木	正夫	〃 三一〇三―三
高山	康弘	〃 二二三八―一
山本	昭夫	〃 下高倉東一九〇
菅田	勉	〃 草加部一〇四四―六
岡崎	史郎	〃 三〇二
保田	幸一	〃 一六一四
神田	庄一	〃 野村七三
須江	正信	〃 草加部六二六―一
勝浦	剛輔	〃 高野本郷二七七七―一
高山	明	〃 綾部四六一
高山	実	〃 四〇〇―一
田口	龍雄	〃 九九二―一
多胡	裕	〃 一〇〇三
多胡	潤	〃 八七三
梶岡勇一郎		〃 一〇四三―六
吉田	孝	〃 一三七四

〔二五九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十八年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
津山市、新見市、 真庭市、美作市、 真庭郡新庄村、苫 田郡鏡野町、久米 郡美咲町	基本測量（電子基準点現地調査）	平成二十八年七月十九日から 同年十月三十一日まで

平成28年6月28日 岡山県公報 第11799号

〔二六〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字奥坂四二七四―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島三五一九―一

渡邊 正広

渡邊百合子

三 許可番号

岡山県指令建指第三七九号

〔二六一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字堀ノ西一〇九一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市地頭片山三五一シャーメゾンきびじB一〇六

島本 明徳

三 許可番号

岡山県指令建指第一三号

◎岡山県監査公表第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年六月二十八日

岡山県監査委員 小 倉 弘 行
 岡山県監査委員 渡 辺 吉 幸
 岡山県監査委員 興 田 統 充
 岡山県監査委員 佐 藤 由美子

監査の結果

監 査 対 象 機 関	監 査 実 施 年 月 日	監査結果公表年月日
公益財団法人岡山県私学振興財団	平成28年 1 月21 日	平成28年 3 月24 日
監査の結果（指摘事項） 奨学金の未収償還金が、平成26年度末現在127,848,861円となっており、年々増加している。一層の未収償還金の回収に努めるとともに、新たな未収償還金の発生防止に努めること。		
措置の状況 未収償還金の回収については、学校からの督促、当財団からの内容証明郵便や特定記録郵便等による督促に加え、支払督促の申立を行うなど、積極的に取り組んでいるところである。また、平成25年度から、当財団では延滞債権の回収が困難なケースについて、債権回収会社に回収業務を委託し、実効的な債権回収を図っている。さらに、平成27年度からは2社による回収体制とした結果、毎年額が増加していた未収償還金が、平成27年度末は前年度末に比し約8百万円減少した。今後とも、このような取組をより一層推進し、未収償還金の回収に努める。 また、新たな未収償還金の発生を防止するため、卒業時に手引きを配付し返還についての注意喚起を行うほか、新規返還者への支払準備通知、約定未返還者への速やかな文書・電話督促の実施等を行ってきたところであり、こうした取組により、平成27年度に新たに未収償還金となった額は前年度に比べ約2.6百		

公益財団法人岡山県育英会	平成28年 1 月14 日	平成28年 3 月24 日
監査の結果 (指摘事項) 奨学金の未収償還金が、平成26年度末現在164,652,015円となっており、年々増加している。一層の未収償還金の回収に努めるとともに、新たな未収償還金の発生防止に努めること。 措置の状況 未収償還金の回収については、文書・電話・訪問による督促を本人や連帯保証人へ繰り返し行っている。 また、経済的理由により返還が困難な者へは、個々の状況に応じて返還方法の変更や分納を推奨する等、返還しやすい対応を柔軟に行うとともに、対応が不誠実な長期滞納者に対しては法的措置を講じて、一層の回収に努める。 さらに、新たな未収償還金の発生防止のため、貸与段階から返還意識を高めるよう、学校担当者と連携し、「返還金が次の奨学金の原資になる」という奨学金制度の更なる周知に努めるとともに、返還者の滞納初期段階から、文書・電話連絡を迅速かつ細やかに実施すること、返還意識の向上を図り、新たな未収償還金の発生防止に努める。		

◎岡山県公安委員会告示第百四号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第三条第一項の規定により、暴力追放運動推進センターの代表者を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成二十八年六月二十八日

岡山県公安委員会

一 変更内容

1 変更前

代表者 亀森 敏宏

2 変更後

代表者 松尾 茂樹

二 変更年月日

平成二十八年五月二十六日